

新潟県民会館ギャラリー冬季(1月～3月)利用免除使用料

区 分 (9:00～17:00)			1区画当り
入場料を 徴収しない場合	ギャラリーA (12区画)	準 備	¥1,394
		本 番	¥1,992
	ギャラリーB (8 区画)	準 備	¥1,394
		本 番	¥1,992
入場料が 1,000円 以下の場合	ギャラリーA (12区画)	準 備	¥1,394
		本 番	¥3,128
	ギャラリーB (8 区画)	準 備	¥1,394
		本 番	¥3,128
入場料が 1,001円 以上の場合	ギャラリーA (12区画)	準 備	¥1,394
		本 番	¥4,064
	ギャラリーB (8 区画)	準 備	¥1,394
		本 番	¥4,064

- (注) 1 施設使用料及びギャラリー附属設備使用料は、午前9時から午後5時までを1回とし、その他附属設備使用料は、午前9時から正午まで、午後1時から午後5時まで、午後6時から午後10時までを各1回として算定します。
- 2 使用時間が1に定める使用時間に満たない場合でも、時間割計算は行いません。
- 3 施設使用料について、使用時間を超過して使用する場合の超過時間の使用料は、1時間を単位として、使用料の時間割計算による額の120%に相当する額とします。この場合において、1時間に満たない時間は、1時間とします。また、準備又は後片付けのために使用する場合の使用料は、本番料金(入場料を徴収しない場合の本番料金をいう。)の70%に相当する額です。
- 4 使用料の合計額に10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てます。
- 5 空き日利用免除使用料は、使用予定日が使用申込日から3ヶ月以内の場合に適用します。
その施設使用料および超過使用料は、条例で定める使用料および超過使用料の70%に相当する額とします。
- 6 冬季利用免除使用料は、使用予定日が冬季(1月～3月)の場合に適用します。
ただし空き日利用免除に該当する場合は適用しません。
その施設使用料および超過使用料は、条例で定める使用料および超過使用料の80%に相当する額とします。

[施設及び附属設備は、改修や設備更新等により変更することがあります。詳しくは係員におたずね下さい。]